平成２４年（フ）第２５６号
愛知県知立市上重原町村上90番地１　あかえハイツＡ棟101号
債務者　小澤　祐一
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第５００号
兵庫県加古川市加古川町北在家486番地の５
債務者　中村　素廣
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第５０２号
兵庫県加古郡播磨町宮西１丁目９番２号
債務者　松本工業こと　松本　秀孝
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第５０３号
兵庫県加古郡播磨町宮西１丁目９番２号
債務者　松本あけみ
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２６６号
香川県木田郡三木町大字井戸2758番地14
債務者　蓮井　明美（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第１５０４号
福岡県大野城市中央２丁目３番32号　レジデンス宮原２―205号
債務者　田中恵美子（旧姓吉冨）
1　決定年月日時　平成24年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６６５号
福岡市南区桧原７丁目10番25―307号
債務者　池田　広孝
1　決定年月日時　平成24年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１８５８号
福岡市東区馬出２丁目２番49号
債務者　橋本　博典
1　決定年月日時　平成24年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１８７３号
福岡市中央区梅光園２丁目23番13号
債務者　市川　芳恵
1　決定年月日時　平成24年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１８８０号
福岡市南区井尻４丁目２番８号
債務者　一ノ瀬ケイ子
1　決定年月日時　平成24年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１８８１号
福岡市博多区諸岡２丁目６番８―102号
債務者　一ノ瀬孝行
1　決定年月日時　平成24年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１８８２号
福岡市南区井尻４丁目２番８号
債務者　一ノ瀬ゆみ
1　決定年月日時　平成24年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９０１号
福岡市南区野間３丁目13番10―802号
債務者　熊野　　昇
1　決定年月日時　平成24年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９０２号
福岡市南区野間３丁目13番10―802号
債務者　熊野　美穂
1　決定年月日時　平成24年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９１２号
福岡県古賀市日吉３丁目27番11号Ａ－５
債務者　石井　　豊
1　決定年月日時　平成24年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９３４号
福岡市南区横手２丁目13番43号
債務者　小田　英近
1　決定年月日時　平成24年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９４１号
福岡県太宰府市大佐野３丁目10番25号
債務者　中垣　英樹
1　決定年月日時　平成24年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９４３号
福岡市南区弥永５丁目14番15―202号
債務者　良本真生夫
1　決定年月日時　平成24年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部